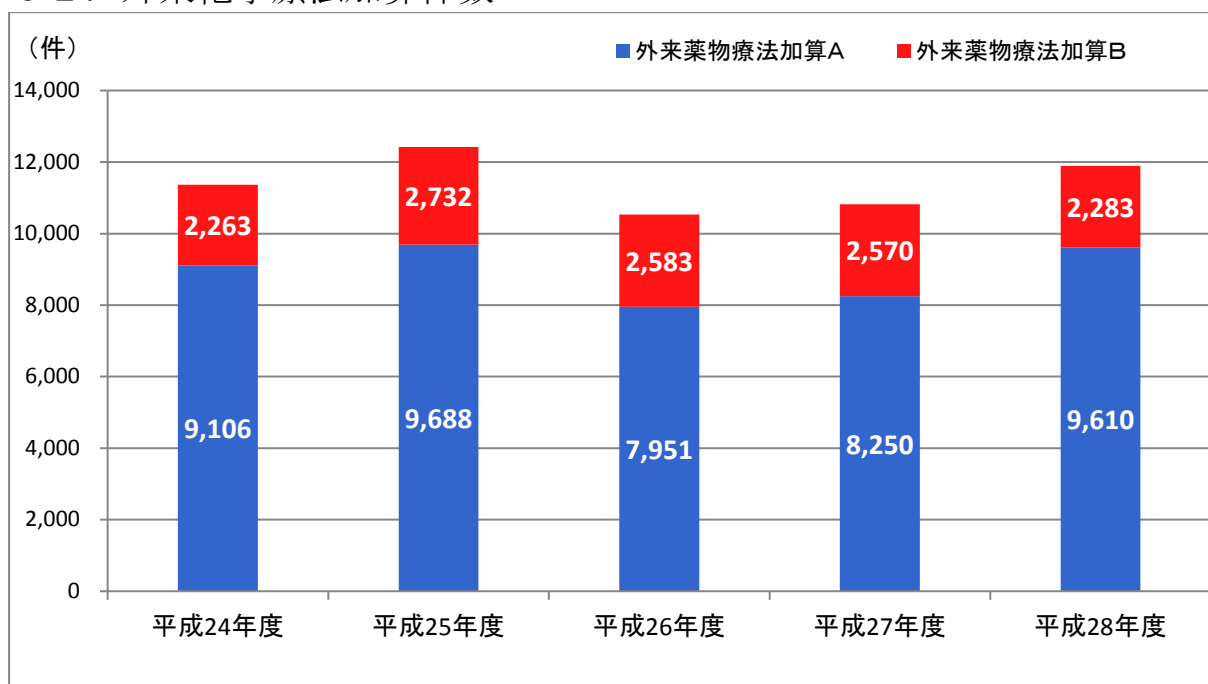


6 2. 外来化学療法加算件数



平成 16 年 9 月に外来薬物療法センターが開設され、それまで各診療科の外来で行われていた化学療法が薬物療法センターへ徐々に移行され、ほぼ 100%実施されるようになった。よりよい環境で、安全に化学療法を実施するために設置されたセンターであり、がん患者の増加に伴い利用者も増加している。また新規抗がん剤の登場により、外来投与可能レジメンが増加したことで、入院することなく外来で実施可能な化学療法も増え、患者にとって大きなメリットとなっている。それにより外来化学療法加算を算定する患者、件数とも毎年増加しており、患者サービスの向上に留まらず、病院経営にも貢献している。

平成 26 年度の診療報酬改定において、ホルモン製剤などの皮下注射、抗がん剤を含む筋肉注射が非加算の対象となり、加算対象件数減少の大きな要因となった。しかし、平成 28 年度の診療報酬改定では A 加算が 580 点から 600 点、B 加算が 430 点から 450 点と増点され、利用患者数の増加からも今後の収益増額が見込まれる。

※外来化学療法加算 A…薬効分類上の腫瘍用薬を皮内、皮下及び筋肉内注射以外により投与した場合
外来化学療法加算 B…インフリキシマブ製剤、トシリズマブ製剤、アバタセプト製剤を医療解釈上定める疾患に対し投与した場合

データ提供 外来薬物療法センター